2011年 2月号

YKIニュース 【商標】

特集:

•商標、正しく 使用していますか?

・登録商標を 正しく使用するとは?



特許業務法人YKI国際特許事務所 0422-21-2501

特集

商標、正しく使用していますか?

不使用として取り消されないために・・・ 使用は、登録を受けた態様で!



商標が無事に登録されると、晴れて「商標権者」として、自己の商標を独占的に使用でき、また、自己の商標と紛らわしい他人の商標の使用に対して「使わないで!」と禁止することができますね。そして、商標権は 10 年ごと(5 年ごとも可)に更新することにより、半永久的に自己の権利として主張できるわけですから、さぁこれで安心、一生ワタシの商標は保護される!・・・果たして本当にそうでしょうか?

商標法には、「**不使用取消審判」** という制度があります。

そもそも商標法が保護する商標の本質とは、「**蓄積された信用」**なのです。

例えばA社がある商標『ABC』を商品に使うことにより、需要者は「この製品は『ABC』マークがあるからA社の製品だ。以前使ったときも高性能だったから、これも信頼できる製品だろう。」という基準で購入します。すると、A社の商標『ABC』には保護されるべき信用という価値が備わってくるわけです。

逆に考えれば、せっかく登録を受けても、一定期間その登録商標を使用しなければ、保護すべき信用は発生せず、または使用していた時

は発生していても、その後使用をやめれば当然保護すべき信用も消えていくはずです。

結局のところ、商標は使用しているからこそ、登録して保護を受けるべきであり、使用していない商標は登録を受けていてもあまり価値がなく、取り消されるべき、というわけです。

したがって、商標登録を受けて安心・・・ではなく、実際に「登録商標を正しく使用すること」が大変重要であり、せっかく登録を受けた大切な商標をしっかり管理しなくてはなりません。

では、「登録商標を正しく使用する」とはどのような使用をいうのでしょうか。

特集

•商標、正しく 使用していますか?

・登録商標を 正しく使用するとは?



登録商標を正しく使用するとは?

事例で考察してみましょう



商標を使用する際は、「登録を受けた態様で使用する」ことが原則です。「登録を受けた態様で使用する」とは、願書に記載した商標の態様で、かつ、願書に記載した指定商品・役務の範囲内において使用するということです。これさえ気をつけていれば、何も心配することはありません。簡単なようにも思えますが、実際は、商標のデザイン変更や、新商品への移行など、ビジネスの移り変わりに伴って、だんだんと登録を受けた態様から離れた態様で使用されていることもよくある話です。では、実際の不使用取消審判で争われた事例をみてみましょう。

【事例1】

| | 商標 | 商品•役務 |
|-------|---------|--------|
| 登録の態様 | ワンダー | トランプ 他 |
| 使用の態様 | ワンダーカード | トランプ |

(取消 2002-30341)

商標権者は、登録商標「ワンダー」が含まれた商標「ワンダーカード」を、使用していましたが、この「ワンダーカード」は、まとまりよく表されているので「ワンダーカード」一体として認識されるのであって、登録の態様「ワンダー」と同じ態様で使用しているとはいえない、として取り消されてしまいました。

もしかすると、商標権者は、使用の態様「ワンダーカード」の「カード」の部分は商品「トランプ」のことを表そうとして「ワンダー」じるしの「カード」ですよ、と意図していたのかもしれませんが、商標法の世界では、あくまでも登録商標「ワンダー」については、「ワンダー」と表さなければなりません。

特許業務法人 YKI国際特許事務所

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町 1-34-12

TEL: 0422-21-2501

FAX: 0422-21-2391

E-MAIL:

yoshida.mamiko@yki.jp

URL:

http://www.yki.jp/

【事例2】

| | 商標 | 商品·役務 |
|-------|------|--------|
| 登録の態様 | 寒ころ | 菓子及びパン |
| 使用の態様 | 寒ころ餅 | 揚げ米菓 |

(取消 2009-301288)

商標権者は、登録商標「寒ころ」が含まれた商標「寒ころ餅」を使用していましたが、本件についても、事例1と同様に、「寒ころ餅」はまとまりよく表されており、「餅」のみが切り離されて把握されるわけではないから、登録の態様「寒ころ」と同じ態様で使用しているとはいえない、として取り消されてしまいました。

本件についても、商標権者は、使用商標「寒ころ餅」の「餅」の部分は、商品「揚げ米菓」に含まれる「あられ餅」の略称で、「寒ころ」じるしの「あられ餅」ですよ、と意図していたのかもしれませんね。しかし、あくまでも登録商標の使用であると主張するには「寒ころ」が際立つ使い方をしなければならないのです。

上記の事例をみると、登録を受けた後も、実際の商標の使用について、適切 な管理が重要であることがお分かり頂けると思います。

YKIでは、登録後の使用についてもアドバイスさせて頂きますので、ご不安な 点がございましたら、ぜひご相談ください。

文青: 弁理士 吉田 麻実子

(yoshida.mamiko@yki.jp)